

関西電力大飯発電所の拙速な再稼働方針の白紙撤回を政府に求める決議

野田佳彦内閣総理大臣は、六月八日の記者会見で、関西電力大飯発電所三、四号機について「再稼働すべきだというのが私の判断だ」「再稼働の手続きを進めたい」との旨を表明した。しかしながら、政府の判断は国会事故調査委員会の調査結果や提言を待たずに行われており、拙速の謗りを免れないものである。

平成二十三年九月、衆参両院における全会一致により成立した東京電力福島原子力発電所事故調査委員会法を根拠法として設置された国会事故調査委員会は、世界最悪の原子力事故の一つとなつた東京電力福島原子力発電所事故の経緯・原因の究明と、今後の事故の防止及び被害の軽減のための施策や措置について提言を行う目的で設置された。我が国の憲政史上、このような事故調査委員会を国会に設置したのは初めてであり、憲法において国権の最高機関と位置付けられた立法府として、東京電力福島原子力発電所事故の発生と被害拡大を防止する法制度を事前に用意できなかった立法の不作為への反省の上に立っているものである。その調査結果や提言は政府が今後の原子力政

策を実行する上で極めて重要な意味を帯びるものとなるはずである。

しかるに政府は、国会事故調査委員会の調査結果や提言を待たずして、再稼働を進めようとしている。これは東京電力福島原子力発電所事故を防げなかった反省の上に立ち、憲政史上初の国会事故調査委員会を設置した衆参両院の全会一致の意思を踏みにじるものと言わざるを得ない。

こうした手続き面での不備に加えて、大飯原発は免震重要棟が設置されていないなど安全対策も十分とはいいがたい。また「電力不足というならば再稼働は夏季限定にすべきではないか」という橋下徹大阪市長などの指摘に対しても野田首相は一顧だにしない姿勢をとっている。

よって本院は、憲法に立脚し、国民の意思に基づく国権の最高機関として、政府が関西電力大飯発電所三、四号機の再稼働表明を撤回し、国会事故調査委員会の調査結果や提言を踏まえて、法律に基づき設置される予定である新たな原子力規制機関の下、安全性の十分な検証を行った上で、判断を行うことを求めるものである。

右決議する。